

第5回 第2段階で黒字が出た場合 (中長期的な観点から検討する場合)

第4回は、第2段階での黒字が翌事業年度もしくは翌々事業年度において解消が見込まれる場合を説明しましたが、今回（最終回）はそのような短期的解消が難しい場合の対応策です。

【説明】

2-3 「(本来の) 特定費用準備資金を積立てる」

(ガイドライン5 (1) ②、同 (2)、FAQV-2-⑤)

将来の特定の活動に支出するために積み立てる資金で、新規事業の開始、既存事業の拡大、周期的に開催されるイベントや記念事業の費用などに充てるための資金を積立てる特定費用準備資金は、第2段階でももちろん活用できます。

この特定費用準備資金を活用する場合の留意事項は1-3をご参照ください。

2-4 「将来の収支の変動に備えて法人が自主的に積立てる資金を積立てる」

(FAQV-3-④、V-4-③)

将来の収支の変動に備えて法人が自主的に積立てる資金（基金）については、過去の実績や事業環境の見通しを踏まえて、活動の見込みや限度額の見積もりが可能などの要件を満たす限りで特定費用準備資金を用いることができます。」と上記のFAQで説明されています。運用収益や事業による収入は社会経済環境によって変動することが一般的です。ある事業年度において予想以上の収益を上げた、しかし、公益目的事業を巡る社会経済情勢に照らして考えると、例えば5年後から収入が大幅に減少することが見込まれるというような事態もあり得ます。現在、予想以上の収入があったからといって、事業を拡大してしまうと、5年後には事業が立ちいかななくなるということにもなりかねません。短期的に事業を拡大するより、安定的に一定の事業を継続することが好ましい場合もあり得ます。第2段階の剰余金についてもこのような事情を合理的に説明できるならば、特定費用準備資金を積立てることが可能になります。

2-5 「(実物) 公益目的保有財産を取得する」

(ガイドライン5-(4) ①、FAQV-2-⑤)

第2段階の黒字が公益目的保有財産の取得に充てられた場合などには、収支相償は満たされているものとして扱われます（第1段階では適用されないことに留

意)。ガイドラインは「当期の公益目的保有財産の取得に充てたりする場合には～」と当期（剰余金が発生した事業年度）を想定した書き方になっています。黒字が出そうだからとりあえず購入するということもあり得ますが、通常は決算確定前に剰余金の額の算定ができない場合が多く、決算確定後、翌年度に購入するということも認められます。

このような公益目的用の実物資産は、実際の必要性に応じて購入するべきで、単に、収支相償対策として不要、不急な資産を購入することは、いわば大切な資金の無駄遣いですから、実際に必要なものについて理事会での検討を経て購入手続きを進めてください。

2-6 公益資産取得資金を設定する

(G 5 (4) ①前段、FAQV-2-⑤、V-4-②、V-4-④)

資産取得資金は、将来公益目的事業、収益事業等及び法人管理のために必要な事業、活動に用いる実物資産を取得または改良するために積み立てる資金で、遊休財産の計算上控除されます。この資産取得資金のうち、公益目的事業のために使用される資産(公益目的保有財産)のために積み立てる資金として繰り入れる場合は、収支相償第2段階における剰余金の処理として認められています。第1段階の剰余金の処理としては認められていませんのでご注意ください。また、公益目的保有財産には概念上金融資産も含められますが、内閣府では、金融資産については無条件で認めていません。したがって金融資産を収支相償対策として活用する場合は、次の(2-7)を参照してください。

なお、資産取得資金を活用する場合は特定費用準備資金同様、積立限度額の合理的な算定(取得、改良に必要な最低額)、他の資金との分別管理、目的外支出の制限、これらを定めた文書の事務所備え置き等の要件のすべてを満たさなければなりません(認定法規則22条第4項、18条第3項～第5項)。

2-7 公益目的保有財産として金融資産を取得する

(FAQV-2-⑦)

第2段階で剰余金が出た場合、公益目的保有財産の取得に充てる場合は収支相償基準を満たしているものとして取り扱うとしていますが(G 5 (4) ①前段)、内閣府では公益目的保有財産としての金融資産取得を無制限で認めると、内部留保を無制限に積み増していく結果になり、収支相償や遊休財産規制の趣旨を潜脱するおそれがあるとの考え方から、合理的な理由がある場合に限って認められることとしています。この合理的な理由とは、例えば以下のような内容を確認することによって、金融資産を取得することについての必要性と合理性を確認することとしています。

- ① 事業拡大に関して、実物資産ではなくて金融資産を取得して業務を拡大する必要性があること
- ② 事業拡大の内容は具体的になっており、それが事業計画等として法人において機関決定等（理事会の承認、決定）を受けていること
- ③ 運用する金融資産について、その内容及びこれから生ずる運用益の見込額が妥当であること並びに運用益が事業拡大の財源として合理的に説明できるものであること（拡大する費用と運用益のバランスが適当であること）
- ④ その他、事業の財源として、剰余金を用いることについて望ましい理由があること

以上はあくまでも例示ではありますが、この例示だけではいろいろと疑問が生じます。①で「業務を拡大する必要性があること」としてありますが、「現状水準の業務を維持する必要性」は認めないのか、②で「事業拡大の内容は具体的」としてありますが、どの程度の具体性が必要なのか③で「拡大する費用と運用益のバランスが適当であること」としてありますが、適当なバランスとは何かなどの疑問が生じます。

内閣府では、将来の特定の活動のための積立ては特定費用準備資金を活用すべきであり、公益目的保有財産として金融資産を取得する場合には、当該金融資産の運用益によって将来に渡って継続的な事業拡大が行われる必要があるとして、

①については、業務水準・規模の維持だけでは足りず、あくまでも現状より拡大することが前提で、現在の金融資産運用益では現状水準を維持することが難しいという合理的な理由がある場合には、特定費用準備資金の活用を検討してほしい。なお、法律・税制その他の制度的改正など特殊事情により費用が増加し、現在の金融資産運用益では業務を維持できないなどの合理的理由がある場合には、「現状水準の業務を維持する」必要性も認め得ると考えられるので、公益目的保有財産として金融資産を追加取得することも例外的に認め得ることがあるとしています。

②については、1回限り（1年限り）の事業ではなく、一定期間にわたって継続して実施すること、その場合、増加する費用の厳密な積算までは求めないが、例えば、奨学生を何人程度増やす、助成金の額を1件当たり平均10%増やすなど、事業拡大によってどの程度追加的な費用が必要となるかについて、合理的に判断できるだけの具体性が求められるとしています。

③については超低金利の現状、一回の金融資産取得では事業拡大の費用を賄うだけの運用益が見込まれない場合も多いとの考え方から、得られる運用益が拡大する公益費用の額に達するまで継続して積み立てることも認められ得るとしています。なお、取得する金融資産から見込まれる運用益が、事業拡大により必要となる追加的費用の範囲内にある必要があります